

岩手県告示第 601 号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 8 条の 3 の規定により、クリーニング業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

平成 20 年 8 月 22 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 主催者の名称及び所在地

(1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター

(2) 所在地 東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号

2 開催年月日及び開催場所

開催年月日	開催場所	
	名称	所在地
平成 20 年 10 月 5 日	釜石地区合同庁舎	釜石市新町 6 番 50 号
平成 20 年 11 月 30 日	二戸地区合同庁舎	二戸市石切所字荷渡 6 番地 3

3 受講料 1 人 4,500 円